

事業報告書

【共同親権】

日時	令和8年1月30日(金) 13:30 ~ 15:00
目的	<p>ているる相談室で特別相談として行っている弁護士の法律相談では「離婚に関する相談」が最も多く、特に離婚時に子がいる場合は、離婚後の子の親権、養育費及び面会交流等についての相談も多い。2024年5月に大きく民法が改正され、2026年4月から離婚後の「共同親権制度」が施行される。「共同親権制度」は社会的にも大きな関心を集めており、その内容についての情報は重要である。本講座では、その共同親権制度についての法知識を専門家から学び、受講者の幅広い選択肢に応え、より良い決断を得ることを目的とする。また、第2部では、相談支援員が相談者へ改正後の法律の適切な支援対応ができるよう、知識を習得する研修を目指す。</p> <p>(第6次沖縄県男女共同参画計画 DEIGO プラン 1-1-1、3-2-39)</p>
対象	関心のある方
講師	橋本 典子 氏 (マハエ法律事務所 弁護士)
会場	沖縄県男女共同参画センターているる3階 研修室
定員	20名〔定員に達し次第締切〕
参加者数	18名(うち、男性 3名)
講演内容(概要)	<p>施行目前知っておきたい「共同親権」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年5月民法改正の概要 2 そもそも「親権」とはなにか 3 「共同親権」だとななるのか -親権の共同行使の方法のルール整備- 4 どんな場合に「共同親権」になるのか -離婚後共同親権の導入- 5 実務はどう変わるのか <p>1 令和6年5月 民法改正の概要</p> <p>講師は、まず、民法改正の概要を説明した。共同親権を含む広い範囲での改正で、令和6年5月に成立・公布され、令和8年4月1日施行される。重要な5つの点を挙げた。</p> <p>I 親の責務等に関する規律が新設され(指針となる部分で大事)、子の人格尊重義務、夫婦の相互人格尊重と協力義務として「親権」は「子の利益」のために行使されなければならないことを明文化している。条文の中でも繰り返し「子の利益」が出てくる。</p> <p>II 親権・監護権に関する規律の見直し★(本文中の2・3・4で詳しく説明)</p> <p>III 養育費の履行確保に向けた改正が3つあり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定養育費制度の導入されたこと(養育費算定額の父母の合意がなくても、養育費は離婚した時から発生し、ひとり最低でも月額2万円と定められた)。 ・養育費債権の先取特権化されたこと(給与の差し押さえと強制執行が、公正証書がなくても執行できるようになった)。 ・執行のワンストップ化(執行の手続きが複数あったが、1度申し立てを行うことで給与の差し押さえができ、養育費の未払いを防げる)等を説明した。 <p>IV 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し</p> <p>試行的実施の仕組み整備/別居中・離婚前の親子交流を明文化</p> <p>V その他の見直し</p> <p>養子関係/財産分与の請求期間の伸長、考慮要素の明文化/夫婦間契約の取消権の削除 裁判上の離婚原因の一部削除(強度の精神病)</p>

★2 そもそも「親権」とは何か

「親権」とは、「子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務」である。

- ・ 身上監護権（子の監護及び教育する権利義務）例）一緒に暮らす、食事、教育、医療などの日常の世話
- ・ 財産管理権（子の財産を管理し、子の財産上の法律行為について子を代理をする権利義務）例）子ども名義の預金の管理・契約等の代理

● 現行民法ではどうなっているか

① 婚姻中は共同親権(共同行使)、② 離婚後は単独親権のみ選択可能、③ 共同親権の場合に、特定の事項について父母で合意できない場合の調整規定なし

● 「共同親権」＝「共同養育」ではない

共同親権は「法律上の概念」で、共同養育は「事実上の概念」であり、全く同じものだとおもいがちだが、同じではない。共同親権ではなくても共同養育は可能であるし、また、共同親権の場合に必ず共同養育になるわけではない。例として、単独親権で共同養育している例を紹介した。

★3 共同親権になるとどうなるのか

今まで「親権」についての基本的な考え方として、「現在も婚姻中は共同親権を共同行使“子どものことは父母で話し合っていて決めている”の状態である」が、改正後「婚姻中の共同親権の行使を、離婚後も変わらず共同親権を続けていくことができる」共同親権の選択が可能になった。

基本は、父母双方が親権者で共同行使することとしつつ、今までルールとしてははっきりと規定がなかった親権の単独行使が可能なる場合を明確化した。

・【単独行使可能な場合】

① 監護及び教育に関する日常の行為

（日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないもの）

例）食事や服装の決定、短期間の観光目的での旅行、子の心身に重大な影響を与えないような治療、通常のワクチン接種、塾や学童保育を含む習い事、高校生のアルバイト等

② 子の利益のために急迫の事情があるとき

（父母の協議や家裁の手続きを経ては、適宜に親権を行使することができず、その結果として子の利益を害する恐れがある場合）

例 緊急な医療行為、手術等、DV や虐待ケースの転居

・【単独行使可能な場合に当たらず、父母間で合意できない場合】

父母の意見対立を調整するための裁判手続を新設し、審判の申し立てができて裁判所で判断することになった。

★4 どんな場合が共同親権となるのか

重要な点として「共同親権は、原則ではなく選択肢が2択から3択になった」ということ、離婚後の親権者を「共同」か「単独」か決める際、当事者の葛藤が大きく、合意がない場合は家庭裁判所が共同親権を決める場合があるが、それは「子供にとって共同親権とすることが利益となるのかどうか、最優先となる考え」で、裁判所が総合的に判断することとなっている。

※共同親権にする事案とは、もう一方の親権者との勝ち負けや都合ではなく、子供にとって何が本当にいいのか、父母が適時適切にきちんと話せる対等な関係であることが大前提である。

●協議離婚の際は、父母の協議により、父母双方又は一方を親権者と指定することができる（2択から3択へ選択肢が増えた）

●離婚協議が調わない場合、裁判所は、子の利益の観点から父母双方又は一方を親権者と指定する（協議に代わる審判）

→父母双方を親権者とする事で「子の利益」を害する場合には、単独親権としなければならない

例）子の心身に害悪を及ぼす虐待や、DV（※）のおそれがあること、協議が調わない理由その他の事情を考慮し、親権の共同行使が困難なケースは、単独親権となる

※DV・虐待は、身体的なものに限られない。精神的DV、経済的DV、性的DV等によって互いに話し合うことできない状態にあり、子供の利益のために急迫な理由があり、親権の共同行使が困難な場合も含み単独親権となる。

DVがある場合についての親権について不安を持つ方も多いと思われるが、今回の法改正で親権の扱いが変わる事はなく、共同親権でなく単独親権であり、繰り返し法改正の審議の中でも話されていて、支援員の方々も躊躇なく保護してほしい。

●親権者変更に当たって、協議の経過を考慮することを明確化

5 実務はどう変わるのか

最後に、法改正後の実務で家事紛争が増えることが予想されていて、課題について話した。

- ・紛争を予防する：相談体制の充実や親としての心構え等心理的な支援を充実すること。
当事者だけでなく関係機関（法テラス、裁判所、裁判外紛争解決機関）が安心して業務にあたる明確な基準が必要
- ・適切に早く解決する：法テラスでの法的支援の拡充、裁判所の人的・物的基盤の充実等

様々な課題があるが、離婚後の共同養育が可能となり選択肢が増え、法改正の大きな目的である「子どもの利益になる場合がある」ことは重要であると話した。

法務省が作成したパンフレットと動画と、書籍を紹介し終了した。

参加者の声

- ・細かい内容がある程度知る事ができて良かったです。もっと内容を勉強していきたいです。
- ・親権は「責任」であるということが印象に残りました。
- ・共同親権に不安を感じていましたが、プラスの見方ができ、勉強になりました。参加して良かったです。
- ・もっと勉強して子どものために考えてみたいです。（一部抜粋）

写真



橋本氏



講座の様子

主催等

沖縄県・(公財)おきなわ女性財団